

相 談 事 例

ID：01-01-009

相談タイトル

分譲マンション購入における管理費の支払いについて

Q：ご相談内容

高崎市内の分譲マンションを一次取得した不動産会社から相談者が購入した。4月下旬に支払い完了し5月中旬から住み始めている。固定資産税＋管理費＋修繕積み立ての合計で、60万円程（内固定資産税70,000円）支払った。5月中旬からなので、5月に関しては日割り計算をしてもらっている。管理費の中に7項目あり、その内、管理費、インターネット使用料、町内会費については支払うべきものであるが、他の4項目については一次取得者（不動産会社）が支払うべきものであり、日割り計算するのはおかしい。不動産会社に対し、行政指導はしてもらえるのか。営業担当者に話をし、現在回答待ちの状態である。今後の対応について。マンション購入。支払った内容について不動産会社と折り合わない。

A：回答

一時取得者である不動産会社からの回答を聞いて、納得できない説明であれば、交渉を継続する必要があり、場合によっては、弁護士などの法的な判断を尋ねることが良いと考えます。

住まいの相談センターは行政指導ができる機関ではありませんので、宅建業法等に抵触している内容であれば、宅建業の許可権者である国や県が指導する立場となります。